

東京造形大学

平成 19 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 20 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東京造形大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定する。

【認定期間】

認定期間は、平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

創立者である桑澤洋子は、女子美術大学を卒業後記者として活動していたが、昭和 29(1954)年各種学校である「桑沢デザイン研究所」を創立した。初年度にはほんの少数の学生しかいなかったが、その時代のニーズに合った教育方針が世に受け入れられ、昭和 41(1966)年には東京造形大学の認可を得るに至った。その建学の精神は、デザインと美術を総合的に捉えた造形という新しい概念を造りあげ、その理論・応用を教育、研究を通して行うことである。桑澤洋子は大学創立後 11 年という短期間で亡くなり、血縁の後継者がいなかったにも関わらず、その後、著書や記念式典などにおいてもその精神がよく伝えられ、広く周知徹底されていることは高く評価できる。

教員数、校地・校舎面積は大学設置基準を十分満たしており、TA(Teaching Assistant)「教務補佐員」などにより、教育研究を積極的に支援しており、機材も集中管理がなされて効率的な教育研究体制が整備されている。教員採用は原則としてすべて公募制であるが、大学が必要とする専門の教員については特任として採用されている。時代の動向と社会の変化を踏まえ、平成 15(2003)年度に教育制度改革を実施し、「専攻領域」の設置、「研究指標科目」の導入によって、学生の主体的な履修計画を可能にしたことは評価できる。また、教養教育を重んじ、幅広く学科目を学び、同時に専門科目を学べるよう配慮したことは大学の特色といえる。年間に修得できる単位数は一定の単位を目処に指導しているが、履修科目の上限を設定することが望まれる。奨学金制度は、経済的支援と成績優秀者に対して行われている。就職についてはクリエイター志望の学生が多いこともあり就職率が低いというのが現状である。学生の将来を考えた指導又はクリエイターとして成功しなかった卒業生のために就職支援の体制づくりの検討を期待したい。

管理運営の体制については、理事・評議員・監事の定数は私立学校法上の基準を満たし、外部役員も選出されており問題はない。理事会の下に、教員及び職員の責任者 6 人より構成されている「常務会」を設置し、毎週 1 回開催され、日々の決定がなされ、教員と職員の連携が保たれ、学園としての機能が達成されている。平成 18(2006)年度より事務組織の効率化が図られ、グループ・チーム編成が行われていることは評価できる。

財務に関しては、旧校地が史跡に指定され、校舎の拡大ができなかったため、平成

4(1992)年に現在地に移転せざるを得なかった。こうした事情により大きな負債ができたが、懸命の経営努力により財務状況は回復した。大学の管理体制は民主的であり、人件費を抑えるなど節約に努め、現在、借入金はあるものの十分支払いが可能であり、また、運用財産が相当程度ありその運用も手堅く行っている。これらのことは理事長の優れたリーダーシップによるものと高く評価できる。

学生の応募状況は年々減少傾向にあるものの、志願倍率は 10 倍程度であり、大学の経営の安定化の基をなしている。今後は、研究費の外部資金の拡大を図ることが望まれる。

総じて、大学全体として、特色のある、優れた教育研究活動を行っており、多くの優れた点が確認できた。指摘した意見は、今後より質の高い高等教育機関として発展・向上し続ける上で参考とされたい。

III 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

入学案内、キャンパスガイドなどの刊行物、ホームページなどに「造形の思想」という建学の精神が記載されるとともに、入学式、創立記念式典などにおいて理事長、学長のスピーチなどにより伝えられている。創立 40 周年記念に創業者・桑澤洋子の造形の思想と活動を展覧会として約 1 か月間開催し、また桑澤洋子の活動と思想を出版するなど学内外に示されている。

大学及び大学院の使命・目的はそれぞれ「学則第 1 条」に定められており、入学案内、ホームページ、履修ガイドに掲載され学内外に示されている。新任職員に対しては刊行物を配付し、全教職員が参加する新年会で理事長により表明されている。

更に、「桑沢文庫」「ZOKEI」などの刊行物により学内外に周知を図り、公開講座により社会への周知徹底にも努めている。

時代の変化に適応するために、教育目的の変更や学則の変更などについては適宜点検し、適切に対処されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

時代の動向や社会の変化に対応し、「造形の思想」を実践するため、平成 15(2003)年度に教育制度改革を実施した。専門教育の明確な軸を構築すると同時に柔軟な幅広い専門科

目の履修を可能にするため、2 学科、6 専攻、26 コース制から 2 学科、11 専攻領域、25 研究指標科目制に改組した。「専攻領域」の設置によって、入学定員を定めた学科の下での学生数の増減に柔軟に対応し、「研究指標科目」の導入によって、学生の主体的な履修計画を可能にしたことは評価できる。

また、9 つの専攻領域を束ねる「デザイン専門会議」、2 つの専攻領域を束ねる「美術専門会議」があり、両会議において専攻領域の壁をこえて、さまざまな問題についての専門的な審議・運営がなされている。更に学科間の組織連携は「教育運営会議」において行われている。

また、教養教育の充実を図るために、デザインや美術などの個別の専門分野を有機的につなぐ基礎的な学問領域としての「総合科目」を設け、担当する教員組織として、「総合科目会議」という組織の下に、それぞれの科目群に対応した「人間教育科目部会」「造形総合科目部会」「総合教育科目部会」を置き、「総合科目」についての運営事項が検討されている。「総合科目」が人間形成のための教養教育として全学年に配当されているため、初年次教育における素養の醸成への配慮は十分とは言えないが、平成 21(2009)年度から実施される予定の新しい教育制度の中で準備されている。また、カリキュラムなどの重要事項を審議する「教育運営会議」「教育制度委員会」が設置されており、教養教育の運営上の責任体制も確立され、組織相互の適切な関連性が保たれている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

教育課程は、建学の精神・大学の基本理念及び学生並びに社会のニーズに対応して編成が行われている。「学部教育課程」及び「大学院教育課程」は教育目的に沿った科目群が体系的に編成され有機的な連携が図られているとともに、演習・実習科目を重視した実践的・少人数教育により、それぞれの教育目的・目標にそった教育課程が整備されている。

学部の教育課程は、「総合科目」と「専門科目」の 2 つの科目群と「ゼミナール」によって編成されており、個々の専門性に閉じない「総合性」を重視した教育内容になっている。「総合科目」は講義科目を、「専門科目」では演習・実習科目を中心に科目を開講しており、さまざまな分野から選択することが可能となっている。このように総合的かつ横断的な教育が適切に行えるよう体系的に科目が配置されている。

研究科の教育課程は、「造形に関する理論科目」「造形プロジェクト科目」「領域専門科目」の 3 つの科目区分によって編成され、それぞれの科目区分の連携を実践的な形で結合させることで教育目的が教育方法に反映されている。

学部、研究科ともに、年間学事日程、授業時間は入学時に実施するガイダンスや刊行物に明示されている。進級、卒業、修了条件などは適切に定められており、また教育学習評価も適切に運用されている。全般的に教育内容、教育方法においてもさまざまな工夫がみられ、教育課程の充実度がうかがえる。

【参考意見】

- ・年度当初に、年次別履修科目の選択や履修科目数などについて助言指導しているが、年次別履修科目数の上限を設定することが望まれる。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・大学の基本理念、教育の目的に対して整合性のとれたアドミッションポリシーが「本学が求める学生像」として学部、研究科ともに明確に定められ、さまざまな媒体やイベントを通して学内外に公開されている。また、アドミッションポリシーに沿ってそれぞれの入試種別の出願資格・選考方法に基づく入学者の選抜が行われ、入学試験では学長主導による「入学試験本部」を設置して実施するなど、その体制が適切に運用されている。

学習支援体制については、専攻領域所属教員及び事務局を中心に個別の履修相談指導、修学進路支援指導などが積極的に行われ、情報機器及びその他機材は職員が「機材管理室」などに常駐して一元的に管理し、学生の授業時間外の制作活動を支援している。また、学業成績優秀者に対する顕彰制度や「ZOKEI 賞」「学長賞」など教育学習成果への顕彰による支援も行われている。

学生生活関連においては、教職員で構成されている「学生委員会」が意思決定し、各種業務を「学生支援グループ」が担当している。また、学生生活に関する重要な情報はホームページに掲載され、アクセスしやすい環境を整えている。経済的支援については、大学独自の奨学金として「一般奨学生制度」「緊急奨学生制度」「校友会奨学生制度」、学校法人桑沢学園の奨学金として「学習奨励奨学金」「学業優秀奨学金」「留学生奨学金」があり、学生への経済的支援の体制が整備されている。

就職・進学支援のために「学生委員会」の分科会として「進路部会」が設けられ、事務組織として「進路情報チーム」があり、進路という観点から業務計画、学生対応がなされ、支援体制は整っている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程を適切に運営するために、学部及び研究科の教員の現員は大学設置基準上必要な教員数が備えられ、専門分野の教員構成は、「必修科目」及び「選択必修科目」の主要科

目は原則的に専任教員が担当し適切に配置されている。

専任教員の採用方針は、学長が教授会で審議し理事長の承認を得た「教員人事中期計画（2004～2007）」に基づいて行われ、昇任の方針は学長と理事長との協議により決定されている。また、教員の採用・昇任に関しては、諸規程に則り適切に運用されている。

今後の専任教員数は「教員人事計画（2008～2011）」により、更に充実する計画を立てることとしている。

教員の研究活動を助成するための「個人研究費」「特別研究費」は適切に配分され、「特別研修制度」を設け、「研究委員会」も組織として機能している。

平成 18(2006)年度に教育の質的向上を目的とした FD(Faculty Development)活動の実施を組織的に推進するために「大学自己点検・評価委員会」の下に「FD 委員会」が設けられ、「FD 委員会規程」に基づき教育研究活動を活性化するための取組みが実施されている。

教員の授業担当時間は適切に配分され、TA(Teaching Assistant)や「教務補佐員」の活用により、教員の教育研究活動の支援が適切に行われている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

職員組織は、学生の学習支援や生活支援を中心として効率的に遂行できるように編成され、各種の業務を網羅し円滑に遂行できるよう必要な部署と人員が配置されている。特に、大学の事務組織を社会の変化に対応させ組織変更を含め柔軟に運用するように心掛け、平成 18(2006)年度に従来の組織を見直し、大幅な改編を行ったことは評価に値する。

事務職員の採用・昇任・異動の方針及び運用は、理事会の経営方針に基づき理事長が決定し、「学校法人桑沢学園職員任免規程」に則り適切に行われている。

職員の資質向上のための職員研修は、平成 18(2006)年度に「東京造形大学事務職員・技術職員研修規程」を定め、外部研修の実績から積極的な取組みがうかがえる。

教育支援の事務組織として「教務運営グループ」を置き、学部及び研究科の運営に関する業務を行うとともに、実習補助職員として「教務補佐員」を配置している。また、研究支援の事務組織として「研究情報グループ」を置き、教員の研究活動の支援などを行っている。更に「資料管理運営チーム」や「機材管理室」を設けるなど、学生及び教員に対する教育研究支援のための事務体制が構築されている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人の運営は、「学校法人桑沢学園寄附行為」により適切に運営されている。大学の理事会の年間開催数はやや少ないが、それに代わるものとして6人のメンバーからなる「常務会」を設置し週1回開催されている。また、「常務会」には教員、事務職員の責任者がそれぞれ加わり、教員と職員の連携が保たれ、学園としての機能が十分達成されている。

管理運営体制は「大学運営連絡会議」が設けられ、教学と管理部門との連携が図られており適切である。理事、監事、評議員の数は私立学校法上基準を満たしており、現在、理事数の2倍を越える評議員数は基準を満たしている。また、理事と監事には学外者が含まれている。

自己点検・評価は過去2回実施され、学内に公表されており教員が大学の現状を把握することができるようになっている。自己点検・評価に基づき教育環境の整備事業の中期計画を策定し、実施されている。

基準8. 財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

学生を安定して確保しており、帰属収入を考慮した人件費支出、教育研究経費支出及び管理経費支出がなされ、収支バランスは良好である。また、借入金を計画的かつ確実に返済しつつ、「大学院棟」の建設や「専門学校桑沢デザイン研究所」の校舎建替えを行い、それに要した資金はすべて自己資金で賄い、更に将来計画のための資金の計画的な積立てを行っていることは評価できる。

会計処理は学校法人会計基準に基づき「学校法人桑沢学園経理規程」を定め、適切に行われている。物品の調達及び管理は各規程を教職員全体に周知させている。また、会計監査は、監査法人による外部監査及び監事により適切に実施されている。

財務情報は、ホームページに決算の概要などを広く一般に分かりやすく工夫をして公開している。また、「大学広報誌」により保護者、学生、教職員に向けて決算の概要を掲載し、「校友会報」にも決算の概略を掲載している。「財産目録等の備付け及び閲覧」についても規程を定め、利害関係者の閲覧請求があった場合に対応しており、適切に財務情報の公開がなされている。

外部資金の導入については受託研究に係る規程を制定し、更に学内の体制を整備して、受託研究の受入れの増加を図るべく努力している。また、資産運用についても、安定した運用収入を得るよう努力している。

【優れた点】

- ・借入金を減少させつつ、「大学院棟」の建設や「専門学校桑沢デザイン研究所」の校舎建替えに要した資金はすべて自己資金で賄い、更に基本金や引当て資産を計画的に組入れて内部留保資金を確保していることは高く評価できる。
- ・ホームページに決算の概要、事業報告書、財産目録、監査報告書を解説文や図を挿入す

るなど工夫をして、広く一般に公開していることは高く評価できる。

【参考意見】

- ・資産運用収入の増加が図られてはいるが、保護者に頼らない寄附金や更なる研究費、特に公的研究費の獲得が望まれる。

基準 9. 教育研究環境**【判定】**

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地及び校舎の面積は、十分に大学設置基準を満たしている。学生が自由にコンピュータを使用できる「コンピュータスタジオ」などの教室を適切に配置し、それらに対応する職員を常駐させることで、情報関連授業の支援、学生の授業時間外や課題活動、インターネットなどの自習利用を促進している。体育施設、運動場は適切に整備されている。図書館はデザイン・美術の専門分野を中心に文献を揃え、充実を図っている。美術館は「東京造形大学附属横山記念マンズー美術館」及び「ZOKEI ギャラリー」から構成されており、収蔵作品の公開のほかに卒業・修了制作展や学芸員資格取得のための博物館実習、企画展など、さまざまな形で教育研究活動や社会貢献の目的に供する活動を行っている。これらの施設設備などは、事務局の「総務グループ」「教務運営グループ」により管理されており、教員や学生からの要望に対して「大学環境整備委員会」を中心に、教育や研究などに関わる環境の整備事項を審議するなど適切に維持、運営されている。更に「キャンパス整備中期計画」に基づいて、施設設備の改善、整備に努めている。

施設設備の安全性の確保については、学内だけではなく、近隣住民などの安全確保も視野に入れた「東京造形大学危機管理規程」に則り「危機管理委員会」を発足させ、体制を整えている。また、災害時など緊急事態への対応は、教職員に対しては、「東京造形大学消防計画」を周知して行っており、学生に対しては、防火・非常避難などの対応や演習・実習室での事故を防ぐための使用方法及び注意事項などを「キャンパスガイド」「デザイン工房（7、8号館）使用手引き」に記載して周知、喚起しており、安全性を確保している。

【優れた点】

- ・専門分野に必要な設備が整備し、「機材管理室」の職員によって集中管理するとともに学生への指導が行われており、授業や学生の自主的な制作活動に有効に活用されていることは高く評価できる。

基準 10. 社会連携**【判定】**

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

「東京造形大学施設等貸出規程」に基づき、教育研究活動及び業務に支障のない範囲内で講義教室及び体育館の一般貸出しを行っている。また、八王子市と八王子地域などとの協働による市民大学の開講のほか、公開講座や「サテライト教室」を開設し、公開シンポジウム、展覧会などを開催して一般に公開するなど、物的・人的資源の社会への提供に努めている。

他の教育機関、官公庁、企業、海外教育機関などの要請により外部におけるさまざまな活動を奨励し、それらとの協力関係を積極的に構築し、教育研究活動に取り組んでいるとともに、地域からの要請、連携の対応の窓口の一元化を図り、受託研究の支援を視野に入れた「リエゾンオフィス」を平成 17(2005)年度より事務局に設けて社会との連携を図っていることは高く評価できる。

大学が立地する八王子市を中心に、芸術系大学の特色を生かした「フラッグギャラリープロジェクト」などの各種プロジェクトや「八王子市学園都市推進会議」をはじめとする諸団体との連携など、大学と地域社会との協力関係が十分に構築されていることがうかがえる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

組織倫理に関しては大学学則及び大学院学則に定めている。また、教職員の行動基準として規則及び規程、研究活動に関して研究倫理規程などを定め、特に教員の個人研究費に関しては、事務局の「研究情報グループ」が管理・チェックを行うなど、適切に運営されている。これらの規程は、「教育・研究関係等規程集」とした冊子を教職員に配付するとともに、諸規程をグループウェア（イントラネット）上でも公開しており、職員各自が検索、閲覧することができる。

危機管理体制及び対処方法などを定めた「東京造形大学危機管理規程」に則り、教学及び事務局により構成される「危機管理委員会」を設けている。危機事象が発生した場合には、委員長である学長が「危機対策本部」を設置し、速やかに対処することができる体制を整備している。また、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全は「東京造形大学消防計画」を定めて防止・軽減に努めている。更に入試期間中は通常の組織体制と別に入試体制を組織して入試業務にあたっており、入試実施本部が定めた「入試における危機管理マニュアル」に従い対応するなど、危機管理体制が整備され機能している。

教員の研究成果発表の媒体となる「東京造形大学研究報」は「研究委員会」が担当し、大学の研究成果の現状を紹介する「大学案内」は、教職員で構成する「編集会議」を中心として編集を行い、事実即した内容か否かについて各部署及び担当者の確認を得た上で発行しており、広報活動体制が整備されている。